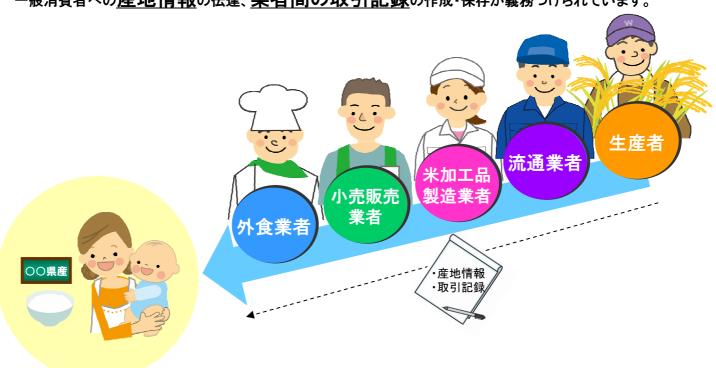
外食業のみなさまへ

米トレーサビリティ制度に基づく 取組みをお願いします。

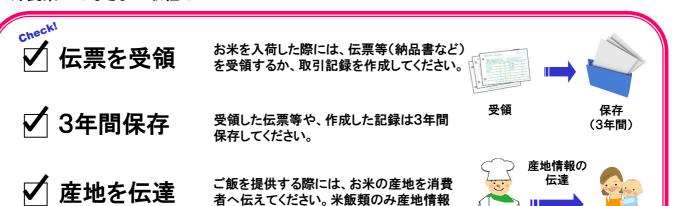


米トレーサビリティ制度※では、

米・米加工品(ご飯、だんご、清酒など(対象品目は裏面をご参照ください))について 一般消費者への産地情報の伝達、業者間の取引記録の作成・保存が義務づけられています。



<外食業のみなさまの取組み>



詳しくは、裏面をご覧ください



の伝達が必要です。

※米穀等の取引等に係る 情報の記録及び産地情報の伝達 に関する法律。

取引等の記録の作成・保存が義務づけられています。

伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に揚げる事項が 記載されていれば、それを保存しておくことで、記録の作成・保存の義務を果たしたことになります

対象品目の確認(米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)

● 精米、玄米、雑穀ブランド米等

● 米粉等の中間原材料

● 米飯類(ご飯、冷凍ご飯、包装米飯 等)

● 清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん 等

伝票の内容の確認

● 品名 (取引において通常用いている名称) ● 産地 (【国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等) ● 数量 (取引において通常用いている単位)

(搬出入した日[困難な場合は、受発注日等]) ● 年月日

● 取引先名 (取引先の氏名または名称)

(その場所が特定できるような名称及び所在地) ● 搬出入した場所

生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、 伝票等を保存していなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

伝達

般消費者への産地情報の伝達が必要です。

米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。伝達方法は、次の方法から実情に合わせて選べます。

● メニューに表記

この商品は、 ○○県産の米を 使用しています

> 産地情報については、 店員におたずねください。

● 店内に掲示



当店で使用している お米は全て ○但産

(その他)

知ることができる方法を掲示した上で、客様相談窓口、 Webサイトによる伝達も可。 店入り口の立て看板、店内配布チラシ、ショップカードでも可

(外食業者から消費者への産地情報伝達について)

山形県生活環境部 危機管理 くらし安心局 食品安全衛生課



消費者に正しく産地を伝達する観点から、一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には、 勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

お問い合わせはこちら

- ●生産者、流通業者、米加工品製造業者、小売販売業者、 外食業者における産地情報伝達や業者間の取引記録について 山形県農林水産部 県産米ブランド推進課 TEL:023-630-2316
- ●米トレーサビリティ制度全般について

•東北農政局

山形地域センター 酒田地域センター

•山形県各総合支庁 農業振興課

村山 最上 中内

TEL:023-630-2621

●このチラシに関すること

TEL:023-622-7236 TEL:0234-33-7253 TEL:023-621-8386 TEL:0233-29-1316 TEL:0238-26-6049 TEL:0235-66-5497

●農林水産省のホームページでは、米トレーサビリティ制度についての詳しい情報を掲載しています。

URL: http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

